

【集約対象役務】一般競争入札（事後審査方式）の清掃業務（告示番号第2523号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答
1	7/3	7/3	処理場管理事務所清掃業務	○日常清掃 便所・洗面所について 1. ジェットタオルの洗浄及びドレンからの水抜きは、参考見積による積算でしょうか？歩掛でしょうか？ 2. 上記で算出された数値は、最低制限価格の算定上「直接人件費」でしょうか？「その他諸経費込業務」になるのでしょうか？	「ジェットタオルの洗浄及びドレンからの水抜き」については、入札説明書別記4-2の前文で示すとおり、歩掛り以外(月間積算資料や見積りなど)を用いて積算しています。 また、最低制限価格の算定にあつては、入札説明書別記3で示すとおりです。 なお、予定価格や最低制限価格が類推されるおそれがある情報にあつては、公表しているものを除きお答えしておりませんので、ご了承ください。
2	7/3	7/3	白石消防署等庁舎清掃業務	6 作業実施日時 (2) 定期清掃 オ 庁舎全体 …照明器具の拭きは…とありますが別紙2に数量が示されていません。実施しないということでもいいでしょうか。	「定期清掃における照明器具の拭き」については、質問のとおり実施しません。そのため、契約書作成時においては、以下のように仕様書の記述を修正します。ご了承ください。 【修正予定記述】 『6 作業実施日時 (2) 定期清掃 オ 庁舎全体 窓ガラスの洗浄、吹出・吹込口類及びブラインドの拭きは6月に実施すること。』